



発行
東京都

目次

告示

- 令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（総務局総務部総務課）……………一
- 特定計量器定期検査の実施（四件）……………（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）……………二
- 公共測量の実施（六件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）……………三
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）……………四
- 東京都職員共済組合印刷物取扱規程の一部を改正する規程……………（東京都職員共済組合）……………五
- 東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程……………（同）……………五
- 令和三年度決算の要旨……………（同）……………六

告示

●東京都告示第千五十六号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

令和四年七月十四日

東京都知事 小池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
総務局	組織定数管理事務支援員	月額	194,400円

附 則

この告示は、令和四年七月十五日から施行する。

●東京都告示第五十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年七月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 小平市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年八月十八日から同年九月八日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

- (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第五十八号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年

通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年七月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 清瀬市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年八月十五日から同月三十日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

- (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第五十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二

項の規定により告示する。

令和四年七月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 大田区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和四年九月一日から同年十二月六日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）

四 検査場所

- (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第六十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年七月十四日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 北区及び足立区 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超えて二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。 三 検査期日 令和四年八月十七日から同年十月十四日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。） 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称 ●東京都告示第千六十一号 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。 令和四年七月十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 測量施行者 世田谷区 二 測量の種類 公共測量（復旧測量（二級基準点及び三級基準点測量）） 三 測量の区域 世田谷区区内 四 測量の期間 令和四年七月二十五日から令和五年二月二十四日まで	●東京都告示第千六十二号 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。 令和四年七月十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 二 測量の種類 公共測量（三級基準点及び四級基準点測量） 三 測量の区域 立川市若葉町一丁目地内 四 測量の期間 令和三年四月七日から令和四年九月三十日まで ●東京都告示第千六十三号 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。 令和四年七月十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 二 測量の種類 公共測量（基準点測量） 三 測量の区域 足立区竹の塚六丁目地内 四 測量の期間 令和四年三月二十九日から同年十一月三	十日まで ●東京都告示第千六十四号 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、立川市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。 令和四年七月十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 測量施行者 立川市 二 測量の種類 公共測量（基準点復旧測量） 三 測量の区域 立川市若葉町四丁目地内 四 測量の期間 令和四年六月十日から令和五年四月二十八日まで ●東京都告示第千六十五号 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。 令和四年七月十四日 東京都知事 小 池 百合子 一 測量施行者 狛江市 二 測量の種類 公共測量（三級基準点測量） 三 測量の区域 狛江市中和泉一丁目地内 四 測量の期間 令和四年六月六日から同年九月三十日まで
---	---	--

●東京都告示第千六十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、三鷹市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 三鷹市

二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）

三 測量の区域 三鷹市井口一丁目地内

四 測量の期間 令和四年六月十五日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第千六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

中野区中野二丁目土地区画整理事業 令和四年六月二日
仮換地一街区一画地から同街区十四画地まで 十三日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年七月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年七月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- | | | |
|---|--------------|---------------|
| 一 | 店舗名 | フジクラ木場商業棟 |
| 二 | 店舗所在地 | 江東区木場一丁目五番三十号 |
| 三 | 設置者名 | 株式会社フジクラ |
| 四 | 設置者住所 | 江東区木場一丁目五番一号 |
| 五 | 変更前の設置者の代表者名 | 伊藤 雅彦 |
| 六 | 変更後の設置者の代表者名 | 岡田 直樹 |
| 七 | 変更日 | 令和四年四月一日 |
| 八 | 届出日 | 令和四年六月十七日 |

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和四年七月十四日から同年十一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ホームセンターコーナン江東深川店

二 店舗所在地

江東区深川一丁目六番二号

三 設置者名

三菱HCキャピタルプロパティ株式会社

四 設置者住所

千代田区丸の内一丁目六番五号

五 変更前の設置者の代表者名

船橋 啓二

六 変更後の設置者の代表者名

西喜多 浩

七 変更日

令和四年四月一日

八 届出日

令和四年六月二十四日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和四年七月十四日から同年十一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑報

時までを除く。

東京都職員共済組合印刷物取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和四年七月十四日

東京都職員共済組合

理事長 黒 靖

●東京都職員共済組合規程第二号

東京都職員共済組合印刷物取扱規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合印刷物取扱規程（平成十六年東京都職員共済組合規程第十四号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「総務局人事部 一部」を「総務局総務部情報公開課 三部」に、「東京都生活文化局 三部」を「総務局人事部人事課 一部」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程を公布する。

令和四年七月十四日

東京都職員共済組合

理事長 黒 靖

●東京都職員共済組合規程第三号

東京都職員共済組合公印規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合公印規程（昭和三十七年東京都職員

共済組合規程第二号）の一部を次のように改正する。
別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第12条、第13条関係)

公印
事前押印
刷り込み
申請書

文書記号・番号
年 月 日

公印管理者
殿

保管責任者
所属
職
氏名
(公印省略)

下記のとおり公印を
事前押印
刷り込み
するので申請します。

記

公 印 名	
公 印 番 号	
文 書 の 種 類	
文 書 の 用 途	
部 数	
事 前 押 印 (刷り込み) を必要とする理由	
刷り込みの場合の本文 の印刷の色	
刷り込みの場合の公印 の色	
事務処理を委託する場合 (該当するものを丸 で囲む。)	1 受託者に刷り込みの発注を 「行わせる。」 2 受託者に刷り込み文書を 「保管させる。」 「保管させない。」 3 受託者に刷り込み文書を 「交付させる。」 「交付させない。」

(日本産業規格A列4番)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和三年度決算の要旨について

東京都職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日公
告）第四十八条の規定に基づき、令和三年度決算要旨を次
のとおり公告する。

令和四年七月十四日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

一 組合に属する地方公共団体の数

東京都・特別区（二十三区）・一部事務組合（四組
合）・広域連合（一団体）・地方独立行政法人（二団
体） 計三十一団体

二 組合員数、標準報酬の月額及び被扶養者数

組合員数 一二七、一〇四人

標準報酬の月額

長期 五五、八五二、九二六、〇〇〇円

（組合員一人当たり四四三、六七五円）

短期 五六、六九八、四〇六、〇〇〇円

（組合員一人当たり四五二、一五一円）

保健 五五、四五四、九七四、〇〇〇円

（組合員一人当たり四四二、二〇〇円）

被扶養者数 九〇、四八五人

（組合員一人当たり〇・七一人）

三 組合の役員数

理事長 一人

理事 七人

監事 三人
各経理単位別の損益計算書及び貸借対照表の概況は、

別表一及び別表二のとおりである。

別表1 経理別損益計算書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

区 分	額				短 期 経 理	厚生年金保険経理	退職等年金経理	経過的長期経理	業 務 経 理	保 健 経 理	宿泊（保養） 経 理	宿泊（会館） 経 理	貸 付 経 理	基 礎 年 金 支 払 経 理
	予算額(A)	決算額(B)	比較増△減(B)-(A)	執行率 (B)/(A)										
総 額	円 968,896,353,000	円 983,620,520,570	円 14,724,167,570	101.5	円 81,714,040,082	円 616,577,547,678	円 79,506,828,643	円 192,945,075,515	円 1,851,993,050	円 4,240,628,335	円 128,098,288	円 1,441,414,105	円 199,714,134	円 5,015,180,740
経 常 収 益	507,792,715,000	515,751,484,083	7,958,769,083	101.6	円 75,807,039,204	円 401,120,580,251	円 13,073,177,665	円 14,496,994,583	円 1,142,398,754	円 4,240,096,359	円 51,546,288	円 604,756,105	円 199,714,134	円 5,015,180,740
（ 事 業 収 益 ）	489,025,106,000	483,916,238,329	△ 5,109,867,671	99.0	円 75,746,241,088	円 383,335,239,837	円 12,824,830,219	円 1,086,453,754	円 1,142,251,129	円 4,013,113,920	円 9,181,186	円 590,815,174	円 152,831,282	円 5,015,180,740
短 期 負 担 金	33,325,069,000	32,662,818,218	△ 662,250,782	98.0	円 32,662,818,218	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介 護 負 担 金	5,045,649,000	4,995,793,472	△ 49,855,528	99.0	円 4,995,793,472	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負 担 金	139,355,055,000	137,429,788,570	△ 1,925,266,430	98.6	0	円 127,298,202,080	円 6,410,551,341	円 1,075,897,307	円 1,123,785,000	円 1,521,352,842	0	0	0	0
短 期 掛 金	33,242,755,000	32,481,875,095	△ 760,879,905	97.7	円 32,481,875,095	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介 護 掛 金	5,045,649,000	5,001,066,901	△ 44,582,099	99.1	円 5,001,066,901	0	0	0	0	0	0	0	0	0
組 合 員 保 険 料	79,075,317,000	78,231,742,824	△ 843,574,176	98.9	0	円 78,231,742,824	0	0	0	0	0	0	0	0
掛 金	8,033,651,000	8,054,258,756	20,607,756	100.3	0	0	円 6,414,278,878	0	0	円 1,639,979,878	0	0	0	0
短期任意継続掛金	448,611,000	500,740,352	52,129,352	111.6	円 500,740,352	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護任意継続掛金	79,995,000	66,231,356	△ 13,763,644	82.8	円 66,231,356	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の事業収益	185,373,355,000	184,491,822,785	△ 881,432,215	99.5	円 37,715,694	円 177,805,294,933	0	円 10,556,447	円 18,466,129	円 851,781,200	円 9,181,186	円 590,815,174	円 152,831,282	円 5,015,180,740
（ 補 助 金 等 収 入 ）	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（ 引 当 金 戻 入 ）	円 4,744,000	円 3,602,009	△ 1,141,991	75.9	0	0	0	0	0	円 577,489	円 129,421	円 2,895,099	0	0
（ 運 用 収 入 ）	18,456,100,000	18,444,228,689	12,968,128,689	170.4	0	円 17,785,340,414	円 248,347,446	円 13,410,540,829	0	0	0	0	0	0
利息及び配当金	162,152,000	220,613,725	58,461,725	136.1	0	0	0	円 220,613,725	0	0	0	0	0	0
その他の運用収入	18,293,948,000	18,223,614,964	12,929,666,964	170.7	0	円 17,785,340,414	円 248,347,446	円 13,189,927,104	0	0	0	0	0	0
（ 事 業 外 収 益 ）	306,765,000	387,415,056	80,650,056	126.3	円 60,798,116	0	0	0	円 147,625	円 226,404,950	円 42,235,681	円 11,045,832	円 46,782,852	0
短期利息及び短期配当金	15,513,000	29,372,548	13,859,548	189.3	円 29,372,548	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利息及び配当金	224,333,000	308,361,426	84,028,426	137.5	0	0	0	0	0	円 226,404,950	円 42,208,681	円 11,045,832	円 28,701,963	0
その他の事業外収益	66,919,000	49,681,082	△ 17,237,918	74.2	円 31,425,568	0	0	0	円 147,625	0	円 27,000	0	円 18,080,889	0
繰 入 金	1,329,506,000	1,622,802,768	293,296,768	122.1	0	0	0	0	円 709,592,768	0	円 76,552,000	円 836,658,000	0	0
前年度繰越支払準備金	5,779,301,000	5,861,319,635	82,018,635	101.4	円 5,861,319,635	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰越組合積立金	453,954,352,000	460,308,934,134	6,354,582,134	101.4	0	円 215,429,089,017	円 66,431,883,647	円 178,447,961,470	0	0	0	0	0	0
特 別 利 益	40,479,000	75,979,950	35,500,950	187.7	円 45,681,243	円 27,878,410	円 1,767,331	円 119,462	円 1,528	円 531,976	0	0	0	0
前期損益修正益	40,479,000	75,979,950	35,500,950	187.7	円 45,681,243	円 27,878,410	円 1,767,331	円 119,462	円 1,528	円 531,976	0	0	0	0

区 分	総 額				短 期 経 理	厚生年金保険経理	退職等年金経理	経過の長期経理	業 務 経 理	保 健 経 理	宿泊（保養） 経 理	宿泊（会館） 経 理	貸 付 経 理	基 礎 年 金 支 払 経 理
	予算額(A)	決算額(B)	比較増△減(A)-(B)	執行率 (B)/(A)										
総 額	969,274,740,000 円	985,156,102,666 円	△ 15,881,362,666 円	101.6 %	84,258,573,955 円	616,577,547,678 円	79,506,828,643 円	192,945,075,515 円	2,060,402,621 円	3,202,141,956 円	165,090,606 円	1,247,729,537 円	177,531,375 円	5,015,180,740 円
経 常 費 用	526,435,927,000	521,799,790,100	4,636,136,900	99.1	77,703,695,699	405,215,713,782	746,582,468	27,180,281,272	2,060,402,621	2,288,387,242	164,992,976	1,245,021,925	177,531,375	5,015,180,740
（ 事 業 費 用 ）	526,431,843,000	521,796,202,815	4,635,640,185	99.1	77,703,695,699	405,215,713,782	746,582,468	27,180,281,272	2,060,145,821	2,287,666,623	164,792,999	1,242,612,036	177,531,375	5,015,180,740
職 員 給 与	192,914,000	138,838,506	54,075,494	72.0	0	0	0	0	67,431,294	66,904,518	2,243,214	1,334,677	924,803	0
一 般 事 業 費	525,961,144,000	521,390,201,995	4,570,942,005	99.1	77,703,695,699	405,215,713,782	748,582,468	27,180,281,272	1,992,692,747	2,190,515,524	87,453,721	1,079,479,470	176,506,572	5,015,180,740
支 払 利 息	500,000	0	500,000	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減 価 償 却 費	277,285,000	267,162,314	10,122,686	96.3	0	0	0	0	21,780	30,246,581	75,096,064	161,797,889	0	0
（ 引 当 金 繰 入 ）	4,084,000	3,330,485	753,515	81.5	0	0	0	0	0	720,619	199,977	2,409,899	0	0
（ 事 業 外 費 用 ）	0	256,800	△ 256,800	-	0	0	0	0	256,800	0	0	0	0	0
繰 入 金	1,329,506,000	1,622,802,768	△ 293,296,768	122.1	205,803,768	294,354,000	180,000,000	29,435,000	0	913,210,000	0	0	0	0
次年度繰越支払準備金	6,043,195,000	6,343,404,243	△ 300,209,243	105.0	6,343,404,243	0	0	0	0	0	0	0	0	0
次年度繰越組合積立金	435,439,207,000	455,367,871,653	△ 19,928,664,653	104.6	0	211,055,205,567	78,577,309,286	165,735,356,800	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失	26,905,000	22,233,902	4,671,098	82.6	5,670,245	12,274,329	936,889	2,443	0	544,754	97,630	2,707,612	0	0
前期損益修正損	19,905,000	22,233,892	△ 2,328,892	111.7	5,670,245	12,274,329	936,889	2,443	0	544,752	97,629	2,707,605	0	0
固定資産売却損	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産除却損	7,000,000	10	6,999,990	0.0	0	0	0	0	0	2	1	7	0	0
差引利益又は△損失金	△ 378,387,000	△ 1,535,582,096	-	-	△ 2,544,533,873	0	0	0	△ 208,409,571	1,038,486,339	△ 36,992,318	193,684,568	22,182,759	0

別表2 経理別貸借対照表

令和4年3月31日現在

区 分	総 額		前年度対比 (A)/(B)	短 期 経 理	厚生年金保険経理	退職等年金経理	経過的長期経理	業 務 経 理	保 健 経 理	宿泊（保養） 経 理	宿泊（会館） 経 理	貸 付 経 理	基礎年金 支払経理
	本年度決算額(A)	前年度決算額(B)											
資 産	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
流動 資 産	590,063,574,079	596,052,687,215	△ 5,989,113,136	54,126,380,992	211,821,321,372	78,577,657,975	165,739,699,220	1,634,670,695	34,848,820,707	5,168,457,349	9,740,644,904	28,405,920,865	0
固 定 資 産	153,750,651,163	151,688,148,223	2,062,502,940	54,126,380,992	51,999,230,762	1,562,959,733	14,008,422,718	1,634,456,329	8,620,018,807	491,458,721	3,826,523,617	17,481,199,494	0
（有形固定資産）	436,312,922,916	444,364,538,992	△ 8,051,616,076	0	159,822,090,620	77,014,698,242	151,731,276,502	214,366	26,228,801,900	4,676,998,628	5,914,121,287	10,924,721,371	0
（有形固定資産）	6,253,761,184	6,208,984,920	44,776,264	0	0	0	0	214,366	357,295,346	1,334,228,593	4,562,022,879	0	0
建 物	5,387,657,127	5,391,520,344	△ 3,863,217	0	0	0	0	0	12,572,704	976,315,724	4,398,768,699	0	0
地 所	461,376,340	461,376,340	0	0	0	0	0	0	187,618,553	222,465,000	51,292,787	0	0
その他の有形固定資産	404,727,717	356,088,236	48,639,481	0	0	0	0	214,366	157,104,089	135,447,869	111,961,393	0	0
（投資その他の資産）	430,059,161,792	438,155,554,072	△ 8,096,392,340	0	159,822,090,620	77,014,698,242	151,731,276,502	0	25,871,506,554	3,342,770,035	1,352,098,408	10,924,721,371	0
組 合 員 貸 付 金	10,924,721,371	13,977,311,752	△ 3,052,590,381	0	0	0	0	0	0	0	0	10,924,721,371	0
そ の 他 の 資 産	419,134,440,361	424,178,242,320	△ 5,043,801,959	0	159,822,090,620	77,014,698,242	151,731,276,502	0	25,871,506,554	3,342,770,035	1,352,098,408	0	0
負債及び資本	590,063,574,079	596,052,687,215	△ 5,989,113,136	54,126,380,992	211,821,321,372	78,577,657,975	165,739,699,220	1,634,670,695	34,848,820,707	5,168,457,349	9,740,644,904	28,405,920,865	0
流動 負 債	2,847,903,762	2,834,003,289	13,900,473	738,966,746	766,115,806	348,689	4,342,420	743,555,895	289,063,086	50,782,874	220,592,693	34,136,554	0
固 定 負 債	6,447,303,602	5,973,672,634	473,630,968	6,343,404,243	0	0	0	103,899,359	0	0	0	0	0
支 払 準 備 金	6,343,404,243	5,861,319,635	482,084,608	6,343,404,243	0	0	0	0	0	0	0	0	0
引 当 金	103,899,359	112,352,999	△ 8,453,640	0	0	0	0	103,899,359	0	0	0	0	0
剰余金又は欠損金	580,768,366,715	587,245,011,292	△ 6,476,644,577	47,044,011,003	211,055,205,567	78,577,309,286	165,735,356,800	787,215,441	34,589,757,621	5,117,674,475	9,520,062,211	28,371,784,311	0
資 本 剰 余 金	11,242,596,034	11,062,803,826	179,792,208	0	0	0	0	0	622,830,522	1,627,783,095	8,991,982,417	0	0
別 途 積 立 金	11,242,596,034	11,062,803,826	179,792,208	0	0	0	0	0	622,830,522	1,627,783,095	8,991,982,417	0	0
組 合 積 立 金	455,367,871,653	460,308,934,134	△ 4,941,062,481	0	211,055,205,567	78,577,309,286	165,735,356,800	0	0	0	0	0	0
利益剰余金又は欠損金	114,157,899,028	115,873,273,332	△ 1,715,374,304	47,044,011,003	0	0	0	787,215,441	33,936,927,099	3,489,891,380	528,069,794	28,371,784,311	0
改 良 積 立 金	6,775,478,156	6,775,478,156	0	0	0	0	0	0	6,775,478,156	0	0	0	0
欠損金補てん積立金	4,448,238,858	4,514,949,871	△ 66,711,013	0	0	0	0	0	18,503,949	0	225,211,144	546,236,069	0
短期積立金	43,576,633,296	46,349,303,168	△ 2,772,669,872	43,576,633,296	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護積立金	△ 190,909,989	△ 335,415,539	144,505,560	△ 190,909,989	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	59,548,458,707	58,568,957,676	979,501,031	0	0	0	0	787,215,441	27,142,944,994	3,489,891,380	302,858,650	27,825,548,242	0

(注)有形固定資産の減価償却累計額は、本年度9,384,890,313円、前年度 9,182,210,761円である。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

